

「これからも愛される信用金庫であるために」

ごあいさつ

皆様には、平素より私ども日高信用金庫に対しまして深いご理解と格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫の経営内容や業務活動などをより皆様にご理解いただくために、ディスクロージャー誌を作成いたしました。経営方針、業績、財務内容をはじめ業務のご案内や地域の皆様とのふれ愛など、当金庫の現況をわかりやすくご案内しておりますのでご高覧いただければ幸いに存じます。

さて、我が国経済は、ユーロ経済エリア問題など一部懸念材料はあるものの各種経済対策や海外経済の改善から緩やかながらも回復に向かっているとされています。

地区内経済は、漁業など比較的安定した業種もある一方で、人口の減少が着実に進行していることや公共投資の圧縮、更にはこれらを背景とした個人消費の不振、管外での消費流出など、全体としては引き続き厳しい状況にあると言わざるを得ません。

金融機関を取巻く環境も「ゆうちょ銀行」の預け入れ限度額引き上げや事業拡大の動きに伴う預金獲得競争、メガバンクや地方銀行の中小企業向け融資の攻勢など地域金融分野における競争は一段と熾烈化していくものと思われます。また、監督行政面では平成21年12月に「中小企業金融円滑化法」が施行され、企業金融への手厚い対応と経営相談・経営改善の支援向上など一層の地域密着型金融の推進が求められております。

このような環境のもとで、地域経済の一層の活性化を図ることを目的に平成21年7月に北海道日高振興局(旧北海道日高支庁)と「包括連携協定」を締結し、産業振興に向けてお互いの得意分野を活かした積極的な活動を行っております。

このように、地域密着型金融や各種施策を積極的に推進した結果、地域の皆様方のご支援もあり、平成22年3月期末の預金



残高は1,031億円、貸出残高は507億円といずれも前年を上回る実績となりました。収支面では、貸出金利息収入が前年実績を下回る結果となりましたが当期純利益は122百万円を確保することができました。また、自己資本比率は35.46%と依然財務体質面は盤石であり、安心してお取引していただける信用金庫となっておりますので更なるご利用をお願い申し上げます。

平成22年度は、3か年長期経営計画(ひだかしんきん『つなぐ力』發揮2009)の中間年度となっており、地域密着型金融を更に高度化させ地元経済の持続的発展に貢献できるよう、引き続きコンプライアンスの一層の深化、リスク管理の徹底を図りつつ安定的収益基盤の構築を目指して参ります。

当金庫は平成23年4月に創立90年を迎えます。こうした節目を迎えるにつけても、一層地域の皆様方から信頼され、愛される信用金庫となるようこれからも役職員一同最大限努力して参りたいと考えておりますので、皆様には旧倍のご指導とご愛顧を賜りますよう切にお願い申し上げます。

平成22年7月

日高信用金庫 理事長 高田豊則

経営理念

日高信用金庫は、「地域にとってなくてはならない信用金庫」を基本とし、協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して地域社会の持続的な発展、ひいては日本経済の発展に貢献します。

1. 会員・取引先の信頼を確保し地域社会に貢献していくため、コンプライアンス態勢の徹底と更なる深化を目指します。

2. 真のお客様第一主義に徹し、地域ニーズへの適切な対応と利用者利便の向上を図ります。

3. 地域社会の持続的な発展に貢献するため、一層の健全性向上を目指します。このため、リスク管理態勢の確立や効率化を推進し、安定した収益基盤を構築します。

4. 地域貢献を果たしていくための最大の経営資源は人であると位置づけ、高いコンプライアンス意識を持ち積極的な姿勢で金庫の基本方針の実現に寄与できる人材を育成します。

当金庫の主要な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ

2. 資金の貸付け及び手形の割引

3. 為替取引

4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

(1) 債務の保証又は手形の引受け

(2) 有価証券((5) に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。) の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。) 又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)

(3) 有価証券の貸付け

(4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。) の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。) 並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り

(5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)

(6) 短期社債等の取得又は譲渡

(7) 次に掲げる者の業務の代理

株式会社日本政策金融公庫

独立行政法人農林漁業信用基金

社団法人しんきん保証基金

独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人住宅金融支援機構

漁業信用基金協会

独立行政法人雇用・能力開発機構

独立行政法人勤労者退職金共済機構

独立行政法人北方領土問題対策協会

独立行政法人中小企業基盤整備機構

社団法人全国石油協会

(8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)

(9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

(10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

(11) 振替

(12) 両替

(13) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。) であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5) に掲げる業務に該当するものを除く。)

5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く)

6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

(1) 保険業法(平成7年法律第105号) 第275条第1項により行う保険募集

(2) 当せん金付証券法により行う宝くじ業務

(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号) の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)

平成21年度事業概況

事業方針

我々が根ざしている地域社会は、少子高齢化の進展や社会構造の変化による都市部への人口流出等が進んでおり、地場産業の疲弊や事業所数の減少も続いています。

また、地元中小・零細企業も、一部では補正予算の押し上げ効果から業績がやや改善された業種もありますが、ほとんどの業種では、長引く景気低迷や人口の減少などから売上高、財務内容とも一層厳しさを増してきています。加えて、これらを背景とした消費者の「節約志向の高まり」に起因する個人消費の伸び悩みなど地域経済規模は一段と縮小傾向にあります。

こうした中、当金庫では引き続き創業の原点である「地域にとってなくてはならない信用金庫」であるべく、地域でその存在価値を一層高め地域社会の持続的発展に貢献していくために、地域密着型金融の一層の強化、金庫の独自性のさらなる発揮、永続性のある経営基盤の確立に向け推進して参りました。また、地域及び利用者からの信頼を確保し、かつ、相応の地域貢献を果たすためには健全経営が基本であることから、当金庫の「内部統制基本方針」の下、コンプライアンス態勢の一層の強化、統合的なリスク管理態勢を万全にし、各種リスク管理の徹底を図るとともに積極的な情報開示に向け取り組みを強化しました。

一方、金融行政面では、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の柱でもある、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の観点から十分な管理態勢を構築すべく、理事会の決議により「金融円滑化管理方針」を制定したほか、これに関連する各種規程の整備も図るなど、利用者へ軸足を置いた真摯な対応に努めています。

金融経済環境

わが国の景気は、国内民間需要の自律的回復力はなお弱いものの、内外における各種対策の効果などから持ち直していると言われ、輸出や生産の増加ペースは次第に緩やかになるものの、海外経済の改善が続くことで増

加基調が続けるとみられています。個人消費は、厳しい雇用・所得環境が続いているものの、各種対策の効果などから耐久消費財を中心に持ち直しており、当面そのペースは緩やかなものにとどまると考えられています。

道内の景気は、低迷しているものの、持ち直しの動きが広がっています。最終需要面の動きをみると、個人消費は政策効果を主因に、持ち直しの動きがみられており、住宅投資も下げ止まっています。また、輸出は持ち直しているほか、設備投資は低水準ながらも増加に転じています。一方、公共投資は増加のテンポが緩やかになっています。

地区内の状況を概観すると、建設業関連は経済対策補正事業などの押し上げ効果はみられたものの、軽種馬生産等基幹産業の不振が続くなど、これらを背景とした個人消費の不振から全体として地区内経済は低迷を続けています。

業績

このような経営環境のもとで、当金庫は安定的な経営基盤の確立に向け預金量1,000億円の確保を目指した施策の推進に加え、地域社会の持続的発展に貢献するため「地域密着型金融推進計画」を推進して参りました。

この結果、業容面では平成22年3月末の預金積金等残高は1,031億円、前期に対して25億円、2.4%の増加、貸出金残高も507億円、前期に対し6億円、1.2%の増加となりました。

収支面では増収、増益となりました。経常収益は2,367百万円、前期に対し126百万円、5.6%の増加、経常費用は2,305百万円、前期に対し387百万円、14.3%減少しました。この結果、経常利益は62百万円(対前期比514百万円増加)、当期純利益は122百万円(対前期比561百万円増加)となりました。

増益となった主な理由は、前期においては金融市場の混乱から当金庫が保有する株式や投資信託の多額の減損処理費用の発生がありましたが、今期は金融市場の持ち直しなどから、減損処理費用が大幅に減少したことが要因となっています。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単 位	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
経 常 収 益	千円	1,864,619	1,934,973	2,168,451	2,241,204	2,367,718
経 常 利 益	千円	261,265	156,873	473,569	451,917	62,280
当 期 純 利 益	千円	118,790	94,866	247,142	439,240	122,095
出 資 総 額	百万円	349	349	349	344	345
出 資 総 口 数	千口	6,992	6,990	6,986	6,892	6,901
純 資 産 額	百万円	9,349	9,665	9,685	9,195	9,532
総 資 産 額	百万円	106,480	107,727	107,690	110,650	113,444
預 金 積 金 残 高	百万円	96,346	97,369	97,244	100,637	103,151
貸 出 金 残 高	百万円	48,265	49,164	47,896	50,103	50,739
有 価 証 券 残 高	百万円	32,870	35,333	34,506	37,134	39,756
単体自己資本比率	%	34.95	34.67	35.17	33.73	35.46
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	円	2	2	2	2	2
職 員 数	人	109	108	109	113	125

「3か年経営計画 ひだかしんきん『つなぐ力』発揮2009」中間年度計画

～新たな価値の創造と地域の持続的発展をめざして～

基本方針

当金庫では引き続き創業の原点である「地域にとってなくてはならない信用金庫」であるべく、地域でその存在価値を一層高めていかなければなりません。そのためにも万全のコンプライアンス態勢と統合的なリスク管理態勢のもと、信用金庫が持つ「つなぐ力」を更に進化させていきます。

また、平成21年12月より施行された「中小企業金融円滑化法」への真摯な対応を含め、地域密着型金融の一層の強化を図り、金庫の独自性のさらなる発揮、永続性のある経営の確立、地域の持続的な発展に寄与していくことを目指していきます。

具体的には、地域密着型金融の深化、利用者重視と地域貢献に軸足をおいた業務展開、社会経済環境の変化に対応したより効率的な金庫運営、安定的収益確保による健全経営の維持、信用金庫人として相応しい深い「人間力」を持った人材の育成、ガバナンスの強化を重点課題としてこの長期経営計画を推進していきます。

また、併せて札幌支店を早期に当金庫の収益確保の中核店舗とするべく札幌地区での業務推進を更に強化していきます。

重点課題

- 1 地域密着型金融の深化
 - (1) 課題解決型金融の強化
 - (2) 個人のライフプランの支援
- 2 利用者重視と地域貢献に軸足をおいた業務展開
 - (1) 地域貢献による事業基盤の持続可能性の向上
 - (2) 環境問題への対応
 - (3) 金融教育による地域社会づくり
- 3 社会経済環境の変化に対応したより効率的な金庫運営
- 4 安定的収益確保による健全経営の維持
- 5 「人間力」を持った人材の育成
- 6 ガバナンスの強化
 - (1) コンプライアンス態勢の更なる深化
 - (2) 顧客保護態勢の整備・強化
 - (3) 統合的なリスク管理態勢の整備・強化

信頼の基礎となるコンプライアンス(法令等遵守)への取組み

コンプライアンス(法令等遵守)の徹底を図り、信頼される信用金庫づくりに努めています。

当金庫は、創業以来一貫して「地域にとってなくてはならない信用金庫」であることを基本方針とし、地域住民の皆さまのご支援をいただきながら業務活動を行って参りました。

金融機関には地域への社会的責任と公共的使命があり、透明、公正なより開かれた経営、地域企業への支援、利用者の利便性向上などの実践、また法令等を厳格に遵守していくことが強く求められています。

こうしたことから当金庫では、コンプライアンス(法令等遵守)態勢の更なる深化を経営の最重要課題とし、単にルール・法令を遵守し、違法行為を行わないという消極的姿勢から、いかに優良なより発展した組織をつくり上げるかという積極的な姿勢の中にコンプライアンスを位置付け、「日高信用金庫行動綱領」を定めるとともに、法令等遵守のための各種研修、コンプライアンス自己評価、「Complai」誌発行、法令等遵守の手引書を全役職員に配布するなど積極的に講じ、真に信頼される信用金庫づくりに努めております。

日高信用金庫行動綱領

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

(職員の人権の尊重等)

5. 職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

(環境問題への取組み)

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組む。

(社会貢献活動への取組み)

7. 当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取組む。

(反社会的勢力の排除)

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

- 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - から のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
 - 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に対処できるその他方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、日高・十勝南部に位置する9町及び胆振、石狩の7市2町を営業区域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金・積金)は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生

活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

金融面にとどまらず
地域文化の活性化にも
取り組んでいます。

11～13ページをご覧ください。

(計数は、平成22年3月末現在です)

地域のお客さま 会員の皆さま



うち会員

8,442名

© '92. '06 THE HIDAKA SHINKIN BANK

預金積金 (譲渡性預金含む)
103,151百万円

出資金
345百万円

相談・支援サービス

貸出金 50,739百万円
預貸率49.18%

有価証券運用 39,756百万円
預証率38.54%



まごころ ふれ愛

日高信用金庫

常勤従業員数:131名 / 店舗数:10店

皆さまからお預かりした大切な預金は、資金を必要とされている地域にお住まいの方や事業者の方々にご融資し、くらしや事業のお手伝いをさせていただいております。

今期の決算状況について

業務純益： 454百万円
自己資本額： 9,599百万円
自己資本比率： 35.46%

融資以外の運用について

当金庫は、お客さまの預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用は、国債、地方債、政府保証債などを中心にリスクに配慮した運用に努めております。この他、信金中央金庫定期預金等への預入により流動性リスクにも十分配慮しております。

(単位:百万円)

項目	残高	平均残高
有価証券	39,756	43,071
国債	17,942	16,194
地方債	12,707	14,376
社債	5,513	8,572
その他	3,593	3,928
預け金	21,222	20,039
信金中金預け金	21,219	19,942

地域の金融機関として……

当金庫は、地域金融機関として、お客さまニーズの多様化・高度化に的確に対応した付加価値の高い、魅力ある金融商品・サービスをお客さまと地域社会に提供するため日々努力しております。地域事業者の皆さまの資金ニーズに適切かつ、迅速にお応えするため、当金庫独自の融資商品を開発し発売しております。商品の多種多様化により、お客さまが本当に望む商品は何かを常に考えた品揃えを目指すなど、お客さまニーズに応える努力を今後も続けて参ります。

パソコンや携帯電話などを介したインターネットバンキング、テレホンバンキング、モバイルバンキングなどのサービスに加え、当金庫ホームページからのWEBバンキング、WEB - FBなど最先端のサービスをご提供しております。

当金庫のホームページには、商品のご案内から、ディスクロージャー、地区内経済概況報告など、いろいろな情報を掲載しており、耳寄りな情報をいつでもご覧いただけます。

地域密着型金融推進計画 平成22年3月までの進捗状況

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

日高地域の経済の活性化を図ることを目的に平成21年7月に北海道日高振興局(旧北海道日高支庁)と包括連携協定を締結しました。具体的な活性化事業として、各企業向けの広報活動や新商品開発・販路拡大、新事業の取組み事例などに関する研修会・セミナーを開催しました。包括連携協定に関する金融支援の実績は現在のところありませんが、営業店窓口へ寄せられた創業・新事業に関する相談に対しての金融支援は、8件・96百万円行われ、前年度実績(5件・85百万円)を上回ることができ、一定の成果を上げることができました。

企業の再生支援面では、3社を再生支援先に選定し定期的な訪問を行い、改善項目の進捗状況、資金繰り・売上等の見通しについてモニタリングを実施し、経営改善指導・助言を行いました。また、再生支援機能の補完として、地域力連携拠点事業(社)北海道中小企業診断士会を活用し、個別相談会を実施しました。今後も、各関係機関との連携を深め、取引先企業の支援を積極的に推進して参ります。

今後の課題といたしましては、現状事業承継問題について地域内のニーズも少なく、外部機関からのM&A情報を営業店に開示するのみに止まっていたことから、外部機関の活用方法を更に検討し対応していくこととしております。

2. 事業価値に着目した融資手法と中小企業に適した資金供給手法の徹底

担保・第三者保証に過度に依存しない当金庫独自の融資商品を積極的に推進し、件数では「コト、つかって」33件、「ふれ愛融資」87件、「サポート融資」39件、「VIPローン」3件の実績となり、合計で162件と前年度実績(145件)を上回ることができました。取扱額

では総額で706百万円と前年度実績(767百万円)を下回る結果となりましたが、総額で7億円台を確保することができ、一定の成果を上げることができました。流動資産担保融資(ABL)については、今期は取扱いがございませんでした。

今後の課題といたしましては、流動資産担保融資(ABL)の普及に向けた推進方法等の検討、職員による企業の実態把握、事業価値を見極める能力は全体的にはまだ不足と見られることから、引き続き外部研修会への参加や内部勉強会を継続して行い、お客さまの期待に十分応えられる体制の整備を図って参ります。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

これまで各地区において地域の情報収集を図ることを目的に「地域交流会」を開催してまいりましたが、一つの地区においては「地域交流会」を発展させ「日高経済懇話会」が設立され、当金庫も会員として参加しております。この中では、建設業者による異業種参入や日高地方の基幹産業である軽種馬の現状等をテーマとした意見交換会が行われました。

金融経済教育活動としては、地元高校からのインターンシップ要請について積極的に対応したほか、環境問題への取組みとしては、2008年版、2009年版カレンダーに続き、2010年版カレンダーも光触媒用紙を使用し環境に配慮した「空気清浄型カレンダー」を作成・配布いたしました。また、「信用金庫業界の環境自主行動計画」のもと、5年間で「電気使用量」6%削減に向け、「チャレンジ25の行動項目」と合わせ積極的に取組んだ結果、「電気使用量」は対前年度比5.5%の削減が達成され、年間目標の1.2%削減を大きく上回る結果となりました。今後も環境問題への取組みについては、役職員全員で積極的に取組んで参ります。

経営改善支援の取組み実績 【平成21年4月～平成22年3月】

	期初債務者数	うち経営改善支援 取組み先数	Bのうち期末に債務者区分 がランクアップした先数	Bのうち期末に債務者区分 が変化しなかった先数	Bのうち再生計画を 策定した先数	経営改善支援 取組み率	ランクアップ率	再生計画 策定率
	A	B	C	D	E	B/A	C/B	E/B
正常先	709	9		8	1	1.3%		11.1%
うちその他 要注意先	178	31	1	29	18	17.4%	3.2%	58.1%
うち 要注意管理先	7	0	0	0	0	0.0%		
破綻懸念先	51	18	2	14	6	35.3%	11.1%	33.3%
実質破綻先	35	6	2	2	4	17.1%	33.3%	66.7%
破綻先	10	2	0	0	2	20.0%	0.0%	100.0%
小計	281	57	5	45	30	20.3%	8.8%	52.6%
合計	990	66	5	53	31	6.7%	7.6%	47.0%

(注) 期初債務者数及び債務者区分は平成21年4月当初時点で整理しております。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含めておりません。
 ・Cには、当期末の債務者区分が「うち要注意先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はCに含めております。
 ・期初の債務者区分が「うち要注意管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はCに含めております。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表には含めておりません。
 ・Dには、期末の債務者区分が「初期と変化しなかった先数」を記載しております。
 ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
 ・「再生計画を策定した先数」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

地域金融円滑化への取組み

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針を定め、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んで参ります。

1 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命の一つです。

当金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んで参ります。

2 金融円滑化措置の適切な実施に向けた体制整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、金融円滑化実施に必要な体制の整備を図っております。

- (1)金融円滑化を実効性あるものとするために、金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を制定し、営業推進担当理事を「金融円滑化管理責任者」、営業店の店舗長を「金融円滑化責任者」とした組織体制を整備いたしました。(平成22年1月19日から実施)
- (2)お客さまからのお問い合わせやご相談、ご要望に適切かつ十分に対応するため、各営業店ならびに営業推進本部審査課に「金融円滑化相談窓口」を設置いたしました。また、経営統轄本部法務課に専用の苦情相談窓口を設置し、対応の充実に努めて参ります。(平成22年1月19日から実施)
- (3)お客さまの経営課題に対する適切なご支援につきましては、営業店が営業推進本部企業支援課と連携し、これまでと同様きめ細やかに対応して参ります。また、中小企業再生支援協議会などの専門家のご紹介、北海道日高振興局(旧北海道日高支庁)と連携したセミナーの開催や地域資源を活かした新たな事業の創設・人材の育成など経営力の向上支援事業に取り組んで参ります。(平成21年7月に北海道日高振興局(旧北海道日高支庁)と包括連携協定を締結)
- (4)お客さまの事業価値をしっかりと見極め的確に評価できる能力や人材の育成に努めて参ります。

3 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これら関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めて参ります。

お客さまからのご返済条件の変更等に関する苦情相談等につきましては、次の相談窓口にて承ります。

経営統轄本部法務課
電話番号 0120-078-390(フリーダイヤル)
受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

中小企業や個人事業主のお客さまの資金繰り(ご返済条件の変更等を含む)および住宅資金をご利用のお客さまのご返済条件の変更等に関するご相談につきましては、最寄りの営業店および次の「金融円滑化相談窓口」にて承ります。

営業推進本部審査課
電話番号 0146-22-7661
受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

金融円滑化への取組みと体制について

日高信用金庫は、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが、地域金融機関の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮して参ります。

1 返済条件の変更等に対する取組みに関する方針の概要

- (1)中小企業のお客さまから、借入金の返済にかかる負担の軽減等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの事業についての現状を十分に把握したうえで、今後の改善または再生の可能性を勘案しつつ、真摯かつ迅速に取り組めます。
- (2)個人のお客さまから、住宅ローンの返済にかかる負

担の軽減等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの財産及び収入の状況を勘案しつつ、真摯かつ迅速に取り組めます。

- (3)他の金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図ることに努めます。
- (4)返済条件の変更等を行なったお客さまに対する信用供与についても適切かつ柔軟に検討・協議し、返済条件軽減等の履歴があることのみをもって、新規融資や返済条件の変更等の相談・申込みをお断りすることはありません。
- (5)お客さまから、借入金の返済にかかる負担の軽減等の相談・申込みにお応えできない場合は、理由や経緯等について、できる限り丁寧にお客さまの理解と納得が得られるよう十分な説明を行います。

2 金融円滑化に向けた体制

当金庫では、上記の方針に基づく金融の円滑化を適切に実施するために、以下の体制を整備しています。

- (1) 金融円滑化管理に関する方針等を理事会において定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、金融円滑化管理を統括する部門を営業推進本部審査課とし、担当理事を金融円滑化管理責任者、営業店においては店舗長を金融円滑化責任者として、金融円滑化が適切に行なわれるよう、具体的な施策を実施しています。
- (2) 金融円滑化管理責任者等は、各営業店からの金融円滑化にかかる関連情報や計数に基づく金融円滑化管理の状況について、理事会・常務会に報告し、必要に応じて、管理体制の改善を図ります。
- (3) お客さまから、借入金の返済にかかる負担の軽減等の相談・申込み等に適切に対応するため、各営業店および営業推進本部審査課に「金融円滑化相談窓口」を設置し、返済条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、内容等を記録し、関連情報等を金融円滑化管理責任者等に報告する体制としています。
- (4) 相談・申込み内容等の記録については、5年間保存します。

3 苦情相談を適切に行なうための体制

当金庫では、金融円滑化にかかる苦情相談に適切に対応するために、以下の体制を整備しています。

- (1) 各営業店の融資窓口「住宅ローン、事業性融資、ご返済方法、ご返済額変更等ご相談窓口」であることとプレートを設置し、相談窓口を周知しています。

- (2) お客さまからの貸付条件の変更等に関し、お電話による相談または苦情については、経営統轄本部法務課にフリーダイヤルで専用の「苦情相談窓口」を設置し、苦情相談を受け付ける体制としています。
- (3) お客さまからの苦情相談の内容等については、金融円滑化管理責任者と内容等を分析するとともに、コンプライアンス委員会、常務会に定期的に報告し、問題の解決に取組み、再発防止に努めます。

4 事業の改善または再生のための支援を適切に行なうための体制

- (1) 経営改善に向けての経営相談・経営指導および経営改善計画の策定支援に対する取組みを強化するため、営業推進本部企業支援課と営業店が連携し支援する体制としています。
- (2) 貸付条件の変更等に伴い経営改善計画書を策定した場合は、モニタリングを継続的に実施し、必要に応じて助言を行なうなど、経営改善に向けた取組みを支援します。
- (3) 中小企業再生支援協議会などの専門家のご紹介や北海道日高振興局(旧北海道日高支庁)と連携した経営セミナーの開催など、経営力向上支援事業等に取組んでいます。

5 実施状況について

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」第4条および第5条に基づく措置の実施状況については、下表のとおりとなっています。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第4条に基づく措置の実施状況

【債務者が中小企業者である場合】

	(単位:件・百万円)	
	平成22年3月末 件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	123	1,246
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	54	678
うち、実行に係る貸付債権	45	558
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権		
うち、謝絶に係る貸付債権	2	8
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権		
うち、審査中の貸付債権	7	112
うち、取下げに係る貸付債権		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	69	568
うち、実行に係る貸付債権	59	481
うち、謝絶に係る貸付債権		
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権		
うち、審査中の貸付債権	10	87
うち、取下げに係る貸付債権		

【債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合】

	(単位:件・百万円)	
	平成22年3月末 件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付け条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	18	362
うち、実行に係る貸付債権	13	268
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権		
うち、謝絶に係る貸付債権		
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権		
うち、審査中の貸付債権	5	93
うち、取下げに係る貸付債権		

第5条に基づく措置の実施状況

【債務者が住宅資金借入者である場合】

	(単位:件・百万円)	
	平成22年3月末 件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	7	77
うち、実行に係る貸付債権	4	48
うち、謝絶に係る貸付債権	1	17
うち、審査中の貸付債権	2	11
うち、取下げに係る貸付債権		

平成21年12月4日～平成22年3月31日累計

北海道日高振興局との包括連携協定

北海道日高振興局(旧北海道日高支庁)と当金庫は平成21年7月8日、日高地域の経済の活性化を図ることを目的に包括連携協定を締結しました。

産業振興に向けてお互いの得意分野を活かした積極的な連携、協力を行うもので、北海道日高振興局と金融機関の協定は今回が初めてのものとなります。

当金庫の営業基盤でもある日高は、競走馬、昆布、農作物をはじめ、温暖で住みやすい良い地域です。地元企業の発展は地域発展の大きなファクターとなります。今回の包括連携協定は日頃目指していたものとはほぼ一致し協力することで効果的に推進でき、「地域にとってなくてはならない信用金庫」として北海道日高振興局と手を携え地域発展のために努力して参ります。



調印式
左側:野呂田 日高支庁長(当時)
右側:当金庫 高田理事長

北海道日高振興局と日高信用金庫の包括連携協定について

北海道日高振興局

日高の特性を活かした個性あふれる元気な地域経済の実現に向けた取組みの促進。
多様な事業や補助・融資制度等を通じ、チャレンジ精神あふれる事業者の挑戦を支援。

日高信用金庫

「地域にとってなくてはならない信用金庫」を基本方針とし、特性と独自性を発揮して地域社会の持続的発展を目指す。
地域に密着し、企業や住民との強いネットワークや豊富な情報を保有している。

日高地域の活性化に向けた連携協定の締結へ

連携協定の内容

1. 地域資源を活かした新たな事業の創出
〔事業企画案〕新分野進出や起業化への支援、農工商連携に向けた取組みへの支援 等
2. 地元企業の販路開拓や取引機会の拡大
〔事業企画案〕日高の加工品等の販路拡大支援やPR 等
3. 日高地域のブランド化推進
〔事業企画案〕日高の資源を活用した新商品開発等の支援、日高観光のPR 等
4. 地域経済を担う人材の育成
〔事業企画案〕産業人材の育成、学校教育への協力 等
5. その他、両者の協議により定める事項

日高地域のすばらしさを『ひだかしんきん地区内経済概況』でご紹介

当金庫が発行している『ひだかしんきん地区内経済概況』のピックアップ欄に、「北海道日高振興局からのお知らせ」を設け農業、林業、水産業、商工業など幅広い分野における、日高のすばらしさを紹介しておりますので、ぜひ、ご覧ください。
『ひだかしんきん地区内経済概況』は当金庫ホームページにも掲載しております。



平成21年度包括連携協定の事業内容

【1】 連携協定「1.地域資源を活かした新たな事業の創出」に係る事業

平成21年8月27日に当金庫本店大会議室において、地域の資源を活用した食品製造業者などが抱える加工技術、製品開発などの課題解決に向けた「地域資源を活用した食品加工技術の普及セミナー」を開催しました。また、セミナー閉会後には希望企業による個別相談会も実施しました。

第一部:水産物を原料とする加工品開発等について
第二部:道産素材を用いた食品開発について



北海道立食品加工研究センター
企画調整部 相談指導科長 田村 吉史氏



酪農学園大学 酪農学部
食品流通学科 教授 本多 芳彦氏

【2】 連携協定「3 日高地域のブランド化推進」に係る事業

北海道日高支庁主催により、平成21年8月から10月にかけて日高地域の40以上の宿泊施設・飲食店で日高産食材を使ったメニューを一齐に提供する「日高路うまいもの味めぐりキャンペーン2009」を開催し、日高地域のPRを図りました。

また、キャンペーン期間中に、参加店で指定メニューを注文し、ポイントを4つ集めて応募すると、抽選で日高管内の特産品が当たるプレゼントも実施されました。



【3】 連携協定「4 地域経済を担う人材の育成」に係る事業

平成22年2月9日「ひだかしんきん未来塾」において、北海道日高支庁地域コーディネーターから、日高管内における新事業の取り組み事例や事業計画の策定ポイント、事業環境の把握等、自らの経験をもとにした講演が行われました。

【4】 連携協定「3 日高地域のブランド化推進」に係る事業

平成22年3月16日に、テレビCMによる効果的な広告宣伝を行う企業の事例を交え、地域ブランドを意識したマーケティング手法や日高に存在する有効な地域資源の再認識の必要性、顧客満足度を向上させるための方法などをテーマとした「日高観光セミナー」を開催しました。

第一部:日高観光の可能性～生活者の琴線に触れる地域ブランドの価値
第二部:「食」から始まる日高観光

【5】 連携協定「1 地域資源を活かした新たな事業の創出」に係る事業

平成22年3月23日に、日高管内の昆布加工業者を対象とした「日高昆布を活用した産業振興に係る懇談会(地域産業おこしセミナー)」を開催し、昆布を利用した商品開発の事例や昆布の効能(昆布の栄養、昆布と健康、昆布と美容)等に関する懇談会が行われました。



北海道立食品加工研究センター
食品開発部 水産食品科 能登 裕子氏



【6】 連携協定「4 地域経済を担う人材の育成」に係る事業

平成22年3月23日に、「福祉・介護人材確保セミナー」を開催し、福祉現場における「人材確保と定着」をテーマに各種アンケート結果を踏まえた、人材確保の枠組み、職員定着の基軸、離職者対策等について講演が行われ、日高管内の福祉団体、各町関係機関等の方々に参加しました。



社会福祉法人 ほくろう福祉会
専務理事 松本 剛一氏



地域の皆さまとの文化的・社会的つながり



© '92-'06 THE HIDAOKA SHINKIN BANK

「地域にとってなくてはならない信用金庫」を目指す当金庫は、「まごころ ふれ愛」をスローガンに掲げ、地域の皆さまと当金庫役職員のコミュニケーションの場として、各地域の催しに積極的に参加をさせていただいております。

文化活動

8月20日～9月15日 書道塾作品展示

えりも支店

奉仕活動

ボランティア活動の一環として、交通安全キャンペーン、清掃活動等を実施しました。

4月 9日	浦河町交通安全街頭啓発運動	本部・本店営業部	41名参加
4月29日	春のゴミ一掃クリーン作戦	えりも支店	10名参加
6月15日	交通安全旗のなみ作戦	大通支店・様似支店	17名参加
9月24日	交通安全街頭キャンペーン	大通支店・様似支店	4名参加
9月24日	秋の全国交通安全運動街頭啓発	静内支店・山手支店	7名参加
9月25日	交通安全街頭キャンペーン	広尾支店	3名参加
9月30日	平成21年度交通安全旗のなみ作戦	大通支店・様似支店	16名参加
9月30日	浦河町交通安全街頭啓発運動	本部・本店営業部	40名参加
9月30日	浦河町交通安全街頭啓発運動	堺町支店	9名参加



秋の交通安全運動

イベント参加

各地域のお祭り等のイベントへ積極的に参加、運営の一役を担いました。

7月 5日	第15回 みついし蓬莱山まつり	三石支店	6名参加
7月25日	第24回 シンザンフェスティバル	本部・本店営業部・堺町支店	25名参加
8月15日	第47回 浦河港まつり	本店営業部	2名参加
8月15日	みついし納涼花火大会青年部ビアガーデン	三石支店	8名参加
9月14日	歌笛神社秋祭りビアガーデン	三石支店	6名参加

スポーツ振興

9月 4日	日高しんきん友の会支部対抗・ゲートボール大会	41名参加
於：浦河町・堺町ゲートボール場		
9月11日	日高しんきん友の会支部対抗・パークゴルフ大会	82名参加
於：様似町・様似アポイ山麓パークゴルフ場		



日高しんきん友の会支部対抗・パークゴルフ大会



日高しんきん友の会支部対抗・ゲートボール大会

その他

6月23日～25日 高校生向け職場体験学習 浦河高校2年生
本部総務課

ひだかしんきん未来塾

6月 9日	ひだかしんきん未来塾第4回勉強会 テーマ：「魅力あるリーダーの条件」 講師：(株)タナベ経営
8月27日	ひだかしんきん未来塾第5回勉強会 (北海道日高支庁との包括連携事業のセミナーに参画) テーマ：「水産物を原料とする加工品開発などについて」 講師：北海道立食品加工研究センター テーマ：「道産素材を用いた食品開発について」 講師：酪農学園大学 酪農学部
11月13日	ひだかしんきん未来塾第6回勉強会 テーマ：「決算書は企業の通信簿」 講師：(株)タナベ経営
2月 9日	ひだかしんきん未来塾第7回勉強会 (北海道日高支庁との包括連携事業のセミナーに参画) テーマ：「新事業の取組みについて」 講師：北海道日高支庁地域コーディネーター
3月 9日	ひだかしんきん未来塾第8回勉強会 テーマ：「決算書を活かす」～財務構造と経営分析～ 講師：(株)タナベ経営



第2期ひだかしんきん未来塾

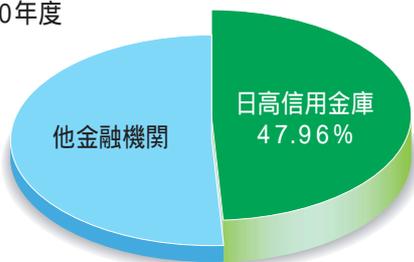
地区内シェア

地域にとってなくてはならない信用金庫として地域の皆さまに安心してご利用いただいております。

営業エリア(新冠郡～広尾郡)における預金・貸出金シェアは、ともに、地域第一位を占めております。
 本部・札幌支店の計数は含んでおりません。

預金

平成20年度

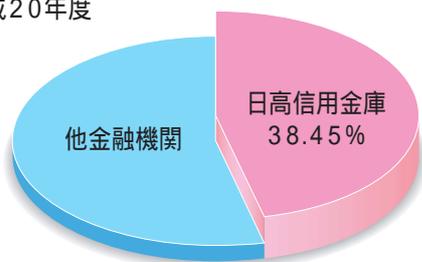


平成21年度

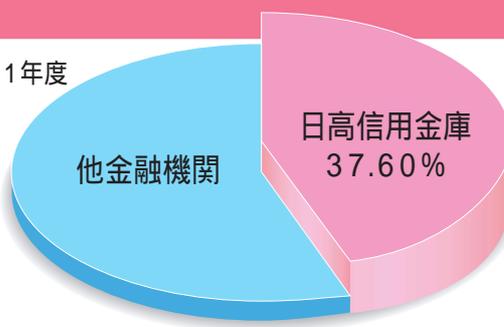


貸出金

平成20年度



平成21年度



指定金融機関

地域自治体の指定金融機関として重要な業務を受託するほか、皆さまへの金融サービスを提供しております。

町名	受託年月日
幌泉郡えりも町	昭和39年2月13日
浦河郡浦河町	昭和42年3月1日
様似郡様似町	昭和49年4月1日

キャラクター



わたし「ラン」です。

創立70周年を記念して制定したキャラクターは大自然の中の街並を架空の「フラワー・ランド」というメルヘンの世界を想定しそこに暮らす「うさぎの親子」の家族、友人そして地域の住民との様々な生活を通して日高信用金庫を告知しています。

Copyright (C) '92, '06 THE HIDAKA SHINKIN BANK. All Rights Reserved.

シンボルマーク



創立60周年を記念して制定したシンボルマークは青色は：太平洋と水産関連産業を
 白色は：市街地商工業と地域住民を
 緑色は：日高山脈と農林・軽種馬関連産業をそれぞれ表し
 これらを基盤に躍進する当金庫の姿勢を日高地方の扇形地形にあてはめて表したものです。

シンボルフラワー



創立60周年を記念して制定したサービスマークは北の大地に力強く根を張って花を咲かせるコスモスのように日高信用金庫も皆さまに愛され大きく成長したいと願いコスモスをシンボルフラワーに選定しました。

営業区域・店舗・ATM一覽

皆さまとのコミュニケーションの場です。



インターネット上の窓口です。
ホームページアドレス
<http://www.shinkin.co.jp/hidaka/>



© '92-'96 THE HIDAKA SHINKIN BANK

店舗一覽とATMの営業時間

印:貸金庫設置

印:夜間金庫設置

平成22年6月18日現在

店舗名	住所	電話番号	平日	土曜日	日曜	祝日
① 本店	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2	(0146)22-4111	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
② 堺町支店	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目83の59	(0146)22-5611	8:45~18:00	9:00~17:00		
③ 静内支店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1の15	(0146)42-1531	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
④ 山手支店	〒056-0024 日高郡新ひだか町静内山手町4丁目6の13	(0146)42-5611	9:00~15:00			
⑤ 三石支店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23	(0146)33-2311	8:45~18:00	9:00~17:00		
⑥ 様似支店	〒058-0026 様似郡様似町本町2丁目129の1	(0146)36-3325	8:45~18:00	9:00~17:00		
⑦ 大通支店	〒058-0014 様似郡様似町大通2丁目35の2	(0146)36-2341	8:45~18:00	9:00~17:00		
⑧ えりも支店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170の1	(01466)2-2311	8:45~18:00	9:00~17:00		
⑨ 広尾支店	〒089-2615 広尾郡広尾町本通8丁目7の1	(01558)2-3161	8:45~18:00	9:00~17:00		
⑩ 札幌支店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1-4	(011)200-7070				

山手支店及び大通支店は平成22年8月6日(金)の営業終了をもって、それぞれ静内支店、様似支店に統合されます。
なお、様似支店の新住所は現在の大通支店の住所となります。

店外ATM設置場所

名称	住所	平日	土曜日	日曜	祝日
浦河町役場内	〒057-0024 浦河郡浦河町築地	9:00~16:00			
浦河赤十字病院内	〒057-0007 浦河郡浦河町東町	9:00~18:00			
浦河町パセオ堺町店内	〒057-0033 浦河郡浦河町堺町	10:00~19:00	10:00~19:00	9:00~19:00	10:00~19:00
マックスバリュ静内店内	〒056-0025 日高郡新ひだか町静内木場町	10:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
歌笛出張所	〒059-3351 日高郡新ひだか町三石歌笛	9:00~18:00	9:00~14:00		

組織と役員・業務機構

名称	日高信用金庫		
所在地	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2		☎(0146)22-4111
創立	大正10年4月13日		
普通出資金	345,076,000円		
会員数	8,442名		
常勤役員数	131名(常勤役員6名、職員125名)		
役員	理事長	高田 豊則	理事 澤 實
(平成22年6月18日現在)	常務理事	岡本 豊	理事 橋坂 兼雄
	常務理事	荒木 英文	理事 大針 道生
	常勤理事	梶川 仁	常勤監事 大沼 孝司
	常勤理事	中島 一良	常勤監事 太田 昭二
	常勤理事	菊地 一祥	監事 田代 弘
	理事	橘 克弘	
	理事	砂原 勲	



理事会、監事会の開催

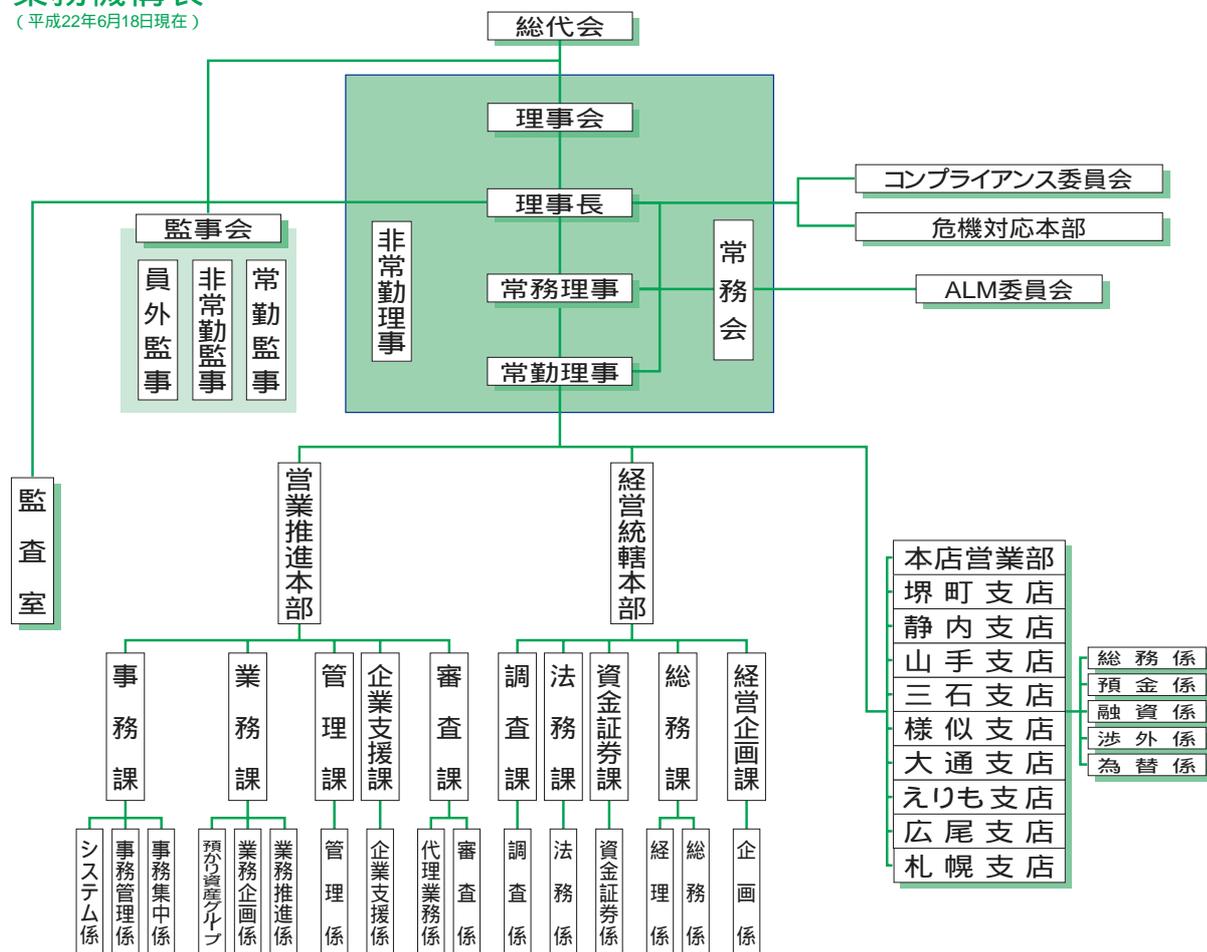
理事会は平成21年度中9回開催され、経営に関する諸課題について審議されました。

監事会は平成21年度中6回開催され、決算状況、理事の職務執行等の監査が厳格に行われました。

なお、監事はすべての理事会に出席しております。

業務機構表

(平成22年6月18日現在)



総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

第88期通常総代会の開催

平成22年6月18日、第88期通常総代会が開催され、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。(総代総数79名;出席総代数79名、うち委任状によるもの24名)

報告事項

第88期業務報告書、貸借対照表、損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 理事および監事の任期満了に伴う選任の件
- 第4号議案 理事および監事の報酬総額の件
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

地区総代懇談会の開催

地区総代懇談会は、年2回各地区にて開催され、理事長および常務理事、常勤理事、常勤監事が出席して総代の皆さまと忌憚のない意見交換を行っております。また、総代の皆さまから出されました意見は、経営に反映させるように努めております。



日高信用金庫総代名簿 (平成22年7月1日現在 定数80名:総代数80名) (順不同、敬称略)

浦河地区	定数21名	総代数21名
高杉保廣	/	上 埜 哲 男
三島信男	/	梶 田 利 明
佐藤尚志	/	奥 田 宗 夫
野畑直高	/	杉 立 利 一
福井州持	/	伏木 田 達 之
上田正則	/	小 林 孝 範
木下浩一	/	赤 澤 正 三
佐藤興	/	木 田 尚 孝
大野好彦	/	橋 本 茂 雄
小林正治	/	秋 山 靖 典
大谷 仁		

様似地区	定数11名	総代数11名
中村茂	/	工 藤 仁
酒井健二	/	山 本 康 仁
辻弘毅	/	小 嶋 仁
島田一省	/	高 橋 求 幸
池田尚登	/	仲 野 貢 司
田中正之		

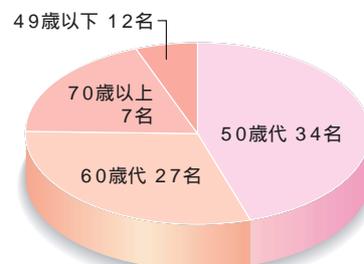
えりも地区	定数10名	総代数10名
坂田知也	/	工 藤 征 二
荒木義廣	/	西 川 一 郎
菊地竹勇	/	鈴 木 昭 人
大坂庄吉	/	山 内 重 保
佐藤寿博	/	白 川 千 恵 子

静内地区	定数18名	総代数18名
武田大助	/	二本 柳 重 人
出口博正	/	中 村 裕 貴
河原秀幸	/	畠 山 重 博
不動信之	/	木 村 春 夫
藤沢一裕	/	不 動 新 祐
平野井裕	/	土 屋 祐 喜
長浜和也	/	落 合 俊 英
近藤忠義	/	大 森 康 正
阿部幸男	/	村 田 修

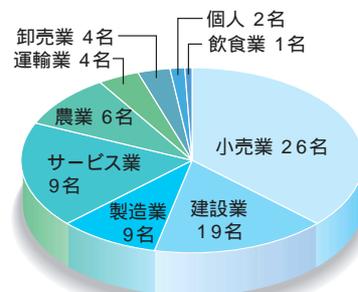
広尾地区	定数11名	総代数11名
堀田豊	/	石 山 泰 三
高坂光則	/	二 口 繁
濱中和	/	津 端 国 男
山本満	/	鍋 木 眞 清
斉藤政明	/	中 川 貢 範
近藤史和		

三石地区	定数9名	総代数9名
高野久光	/	梶 村 司
出口弘史	/	八 木 一 洋
上山浩司	/	橋 本 誠 治
秋田満	/	馬 場 陽 介
中村一重		

総代年齢構成



総代業種別構成



総代とその選任方法

総代の任期・定数

- ・総代の任期は2年です。現総代の任期は平成24年6月30日までです。
- ・総代の定数は80人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。
なお、平成22年7月1日現在の総代数は80人で、会員数は8,459人(平成22年6月末)です。

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- ・会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ・その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ・その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)

総代候補者選考基準

1. 資格要件

- ・金庫の会員であること
- ・改選時現在75歳未満であること
なお、任期途中で上記年齢に達した場合でも任期を全うする

2. 適格要件

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識をもって正しい判断ができる方
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ・当金庫の地区内に居住し、人縁関係が深い方
- ・行動力があり、積極的な方
- ・人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方
- ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

3. 構成要件

- ・総代候補者の職業は、特定の業種に偏らないよう考慮する
- ・総代候補者の年齢構成は、広範になるよう考慮する

総代の辞任に関する基準

1. 辞任

- ・総代から、一身上の都合又はその他の理由により辞任の申出があり、事情やむを得ないと認められる場合
- ・総代が死亡した場合

2. 辞任勧告

- 総代に次の事情が発生した場合で自ら辞任の申出をしない時は、理事長は、理事会に諮ったうえ当該総代に対し辞任を勧告する場合があります。
- ・禁錮以上の刑に処せられたとき(執行猶予を含む)
 - ・当金庫の事業の執行を妨げ、又は当金庫の信用を失墜させる行為をしたとき
 - ・反社会的と認められる行為を行った場合等、一般の批判を受けるような行動をしたとき
 - ・その他、上記に準ずる行為をしたとき

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を7区の選任区域に分け、各選任区域ごとに会員数に応じて総代の定数を定めています。

